

## 7. 法・条例に基づく届出件数等

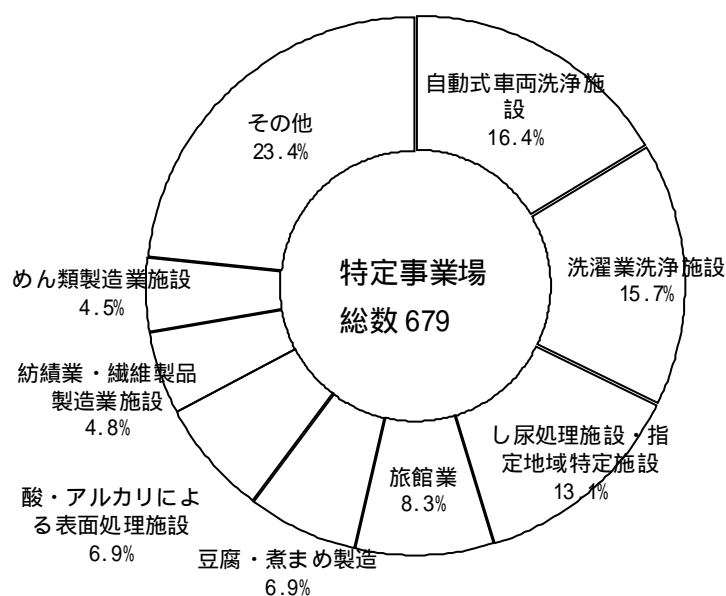
### (1) 水質汚濁防止法による特定事業場数

(平成17年3月31日現在)

種 類	計	種 類	計
畜産農業・サービス業	8	電気めっき施設	9
畜産食料品製造業施設	3	旅館業	57
水産食料品製造業施設	3	弁当仕出屋または弁当製造業	2
保存食料品製造業施設	2	飲食店に設置されるちゅう房施設	9
小麦粉製造業施設	2	そば店等飲食店に設置されるちゅう房施設	1
パン・菓子製造・製あん業施設	2	料亭等飲食店に設置されるちゅう房施設	1
飲料製造業施設	6	洗たく業洗浄施設	107
めん類製造業施設	31	自動式フィルム現像洗浄施設	9
豆腐・煮まめ製造業施設	47	病院	11
冷凍調理食品製造業施設	3	自動車分解整備事業洗車施設	7
紡績業・繊維製品製造業施設	33	自動式車両洗浄施設	112
新聞業・出版業・印刷業または製版業施設	14	科学技術の業務の用に供する施設	25
無機化学工業製品製造業施設	2	一般廃棄物処理施設	2
発酵工業施設	1	産業廃棄物処理施設	1
医薬品製造業施設	2	トリクロロエチレン等による洗浄施設	6
ガラス製品製造業施設	5	し尿処理施設	20
生コンクリート製品製造業施設	7	下水道終末処理施設	2
砕石業施設	4	特定事業場から排出される水の処理施設	1
金属製品製造業・機械器具製造業施設	5	指定地域特定施設(注1)	69
水道施設	1	合計	679
酸・アルカリによる表面処理施設	47		

(注1) ...処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽

水質汚濁防止法特定事業場割合(H16年度)



(2) 水質汚濁防止法に基づく届出件数

H16年度	
種 類	件 数
設 置 届	27
構造等変更届	17
廃 止 届	25
汚濁負荷量測定手法届	20
氏名等変更届	59
承 継 届	3

(3) 大気汚染防止法に基づく届出件数

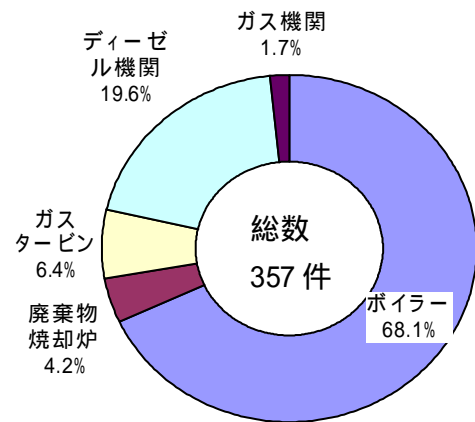
H16年度		
種 類		件数
ばい煙 一般粉じん 発生施設 特定粉じん	設置届	6
	構造等変更届	0
	廃止届	5
	承継届	0
	氏名等変更届	29
通知(電気事業法に基づく届)		12
通知(ガス事業法に基づく届)		0
特定粉じん排出等作業実施届		7
定置型内燃機関に係る届け		0

ばい煙発生施設数(事業場のみ)

(平成17年3月31日現在)

項	種 類	計
1	ボイラー	243
13	廃棄物焼却炉	15
29	ガスタービン	23
30	ディーゼル機関	70
31	ガス機関	6
	合計	357

ばい煙発生施設種類別割合(事業場のみ)



一般粉じん発生施設数

(平成17年3月31日現在)

項	種 類	計
2	堆積場	1
3	ベルトコンベア バケットコンベア	6
4	破碎機・摩砕機	2
5	ふるい	3
	合計	12

(4) 騒音・振動規制法に基づく届出

騒音

各種届出件数

種類	件数
設置届	15
使用届	0
数等変更届	3
氏名等変更届	27
使用全廃届	6
承継届	2
合計	53

特定施設数

(平成17年3月31日現在)

施設の種類	数量	施設の種類	数量
金属加工機械	801	木材加工機械	112
送風機等	2480	抄紙機	0
土石用破碎機等	111	印刷機械	395
織機	1801	合成樹脂用射出成形機	579
建設用資材製造機械	4	鋳造型機	1
穀物用製粉機	21	合計	6305

特定建設作業の種類及び届出数

作業の種類	届出件数
1. くい打機(もんけんを除く)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式を除く)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く)	5
2. びょう打機を使用する作業	0
3. さく岩機を使用する作業(1日の移動距離が50mを超えない作業)	97
4. 空気圧縮機(原動機の出力が15kw以上)を使用する作業	10
5. コンクリートプラント等を設けて行う作業	0
6. バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザを使用する作業	19
合計	131

振動

各種届出件数

種類	件数
設置届	9
使用届	0
数等変更届	3
氏名等変更届	17
使用全廃届	6
承継届	1
合計	36

特定施設数

(平成17年3月31日現在)

施設の種類	数量
金属加工機械	1163
圧縮機	578
土石用破碎機等	117
織機	675
コンクリートブロックマシン等	0
木材加工機械	1
印刷機械	127
ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機	0
合成樹脂用射出成形機	439
鋳造型機	1
合計	3101

特定建設作業の種類及び届出数

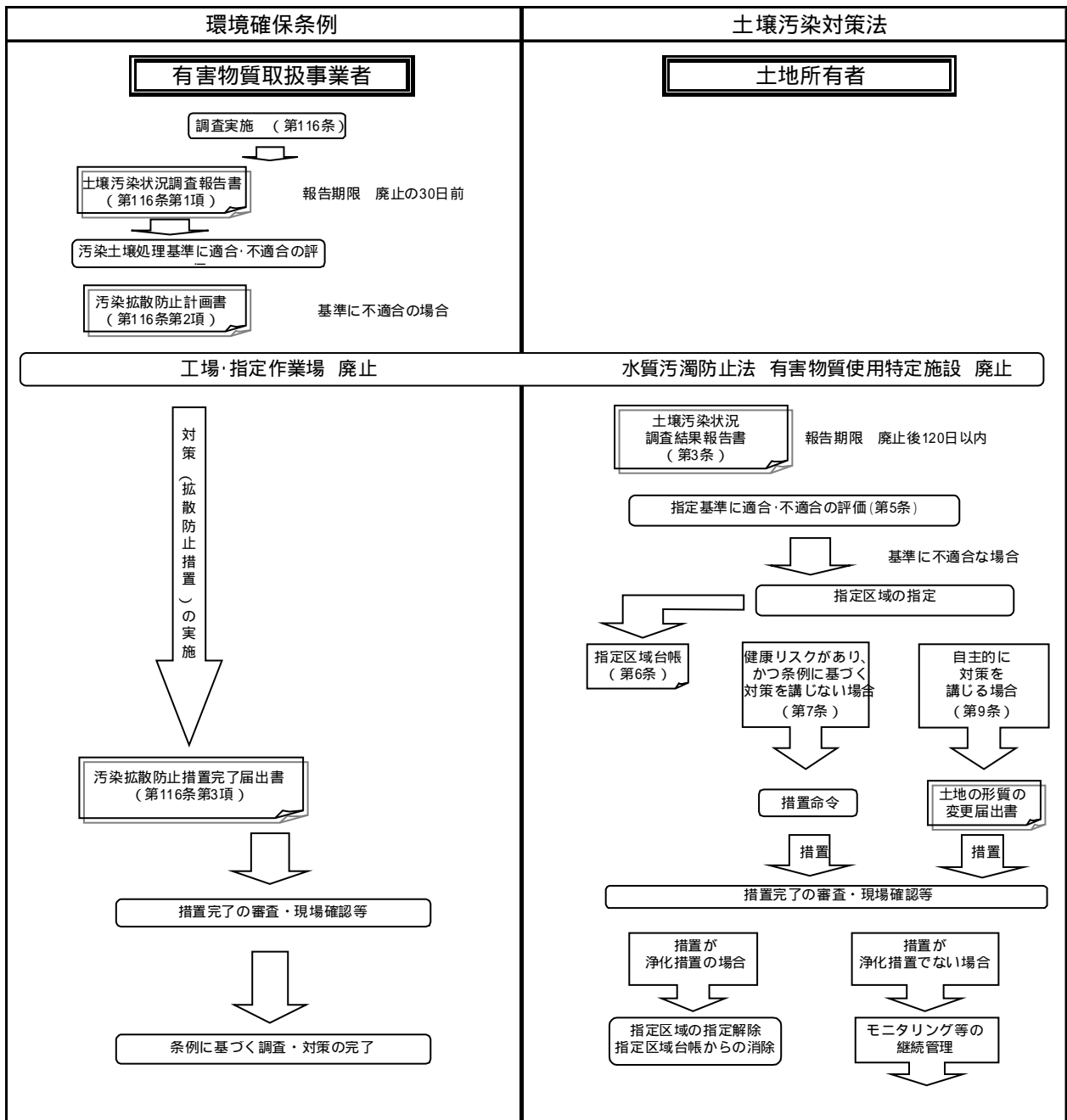
作業の種類	届出件数
1. くい打機(もんけん、圧入式を除く)、くい抜機(油圧式を除く)又はくい打くい抜機(圧入式を除く)を使用する作業	15
2. プレーカー(手持式を除く)を使用する作業(1日の移動距離が50mを超えない作業)	74
3. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	0
4. 舗装版破碎機を使用する作業(1日の移動距離が50mを超えない作業)	0
合計	89

(5) 土壤汚染対策調査実施件数

土壤汚染対策法・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

項目 年度	土壤汚染対策法 第3条	土壤汚染対策法 第3条 ただし書	条例116条	条例116条猶予	拡散防止計画書	拡散防止完了届
H14			5		1	0
H15	0	3	3		2	2
H16	0	7	17	2	0	1

土壤汚染対策に係るフロー図



土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 L につき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき0.05mg以下であること。
砒素	検液 1 L につき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液 1 L につき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき0.02mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき0.002mg以下であること。
チウラム	検液 1 L につき0.006mg以下であること。
シマジン	検液 1 L につき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき0.01mg以下であること。
セレン	検液 1 L につき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき0.8mg以下であること。
ほう素	検液 1 L につき1mg以下であること。

(6) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく認可及び届出件数

工場設置認可及び変更認可件数の推移

種類 \ 年度	H12	H13	H14	H15	H16
設置認可	20	25	12	18	29
変更認可	42	39	36	25	20

工場の各種届出件数の推移

種類 \ 年度	H12	H13	H14	H15	H16
完成届	13	16	20	9	15
廃止届	14	226	39	20	32
承継届	4	7	16	5	4
氏名等変更届	26	60	60	45	73
事故届等	0	9	5	1	1
取り下げ願	0	0	0	0	0
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	5	5	2	6	1

指定作業場の各種届出件数の推移

種類 \ 年度	H12	H13	H14	H15	H16
設置届	50	49	36	37	46
変更届	30	25	34	31	12
承継届	8	9	26	7	18
氏名等変更届	40	78	54	56	81
廃止届	15	62	9	22	27

適正管理化学物質使用量等報告件数

種類 \ 年度	H14	H15	H16
適正管理化学物質使用量等報告	92	66	137
化学物質管理方法書	39	17	13

地下水揚水施設

(平成16年12月31日現在)				
区分	工場	指定作業場	その他	合計
事業場数	53	55	25	133
井戸本数	78	74	36	188